

6-3
262

教員養成を主とする学芸大学の教員について

教員養成を主とする学芸大学の教員に就いては左のように措置する。

一 教授の銓衡

教授は左の基準によつて銓衡する。

- 1. 教授の銓衡は他の大学と同様とする。但し学科の種類によつては餘りに狭い専門家のみで定員の超過上教育に支障を来すことがないよう、総合的教授を併し得る教授が銓衡されるよう考慮する。
- 2. 若し標準数の教授が得られない場合は左のよう暫定措置を講ずる。
- 3. 二年課程(分校)の場合には助教のみの講座を認める。
- 4. 四年課程の場合には人文、社会、理科及職科系統の教授は少くとも四年以内の各系別別に必要教授数の1/3をみたすようとする。但し兼担教授及び有為なる助教は当然の副教授数に計算する。
- 5. 外芸能、体育、家政、職業科においては教授を欠いてもよい。

助教授の銓衡

助教授は左の基準によつて銓衡する。

- 1. 旧制大学の助教授の経歴ある者。
- 2. 大学の院の学生として在学し、研究上の著書著述ある者。
- 3. 大学の講師、助手として在職し、研究上の著書著述ある者。
- 4. 高等専の教授として在職し、研究上の著書著述ある者。
- 5. 高等専教員免許状を有し、研究上の著書著述ある者。



教授、助教授の充て計書

- 1. 海外よりの司場の学者を任用するよう努めらる。
- 2. 各校長の推薦する優秀なる助教授を、選抜して内地の学生として旧制大学に入学し、一ヶ年間研究せしむ。人員は毎年一人とし、四ヶ年間継続する。
- 3. 教員養成大学の教員を志望する者のうち、立派な者を選抜し、旧制大学の特殊研究生として採用し、爾後四ヶ年間、毎年五十名宛一ヶ年間、研究に従事せしむ。
- 4. 其他の現職教員については、夏季休暇を利用して四十日間、研究集會を開催し、専攻学科別に協同研究に従事せしむ。

春山 173